

(仮称)北海道八雲町風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 12 月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4
別 紙	22

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告した。

(1) 公告の日

令和 5 年 10 月 13 日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞等による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和 5 年 10 月 13 日（金）付 北海道新聞（朝刊：15 面）

②地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報やくも 10 月号 P. 6
- ・広報おしやまんべ 10 月号 P. 5
- ・広報いまかね 10 月号 P. 29

③インターネットによるお知らせ（別紙 3 参照）

令和 5 年 10 月 13 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ

https://www.jre.co.jp/news/2023yakumo_houhousho.php

- ・北海道ホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/project_hou41_Yakumo.html

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 (北海道函館市)
- ・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 (北海道江差町)
- ・八雲町役場商工観光労政課 (北海道八雲町)
- ・長万部町役場まちづくり推進課 (北海道長万部町)
- ・今金町役場未来創生推進室 (北海道今金町)

②インターネットの利用による縦覧

- ・当社ホームページに縦覧及び意見募集などの案内、方法書・要約書の内容を掲載した。
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ
https://www.jre.co.jp/news/2023yakumo_houhousho.php
- ・北海道公式 Web サイトに、縦覧、意見募集などの案内、当社ホームページの URL を掲載頂いた。
北海道ホームページ
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/project_hou41_Yakumo.html

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 5 年 10 月 13 日（金）～令和 5 年 11 月 15（水）まで
- ・縦覧時間：いずれも開庁・開館時間のみ

なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見箱への意見書もしくは記名用紙投函者数：以下内訳）は 5 名、当社ホームページへのアクセス数は 643 件であった。

（内訳）	北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課	0 名
	北海道檜山振興局保健環境部環境生活課	0 名
	八雲町役場商工観光労政課	4 名
	長万部町役場まちづくり推進課	1 名
	今金町役場未来創生推進室	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、広報によるお知らせ及び環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時にを行った。

(別紙1、別紙2 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和5年10月20日（金）18:30～
- ・開催場所：今金町民センター（北海道瀬棚郡今金町今金68）
- ・来場者数：0名

- ・開催日時：令和5年10月21日（土）13:30～
- ・開催場所：長万部町多目的活動センターあつまんべ（北海道山越郡長万部町長万部36-2）
- ・来場者数：0名

- ・開催日時：令和5年10月22日（日）13:30～
- ・開催場所：はぴあ八雲（北海道二世郡八雲町本町110）
- ・来場者数：3名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた（別紙4、別紙5 参照）。

(1) 意見書の提出期間

令和5年10月13日（金）から令和5年11月30日（木）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は9通、意見総数は53件であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は 53 件であった。それに対する当社の見解は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見書	事業者の見解
1	八雲町風力発電事業の実施予定区域と周辺は、絶滅危惧種であるオジロワシやオオワシの生息地となっています。この 2 種は文化財保護法による天然記念物、及び「種の保存法」による国内希少野生動植物種に指定され、国の保護増殖事業の対象種として保護対策がなされています。 事業実施区域に隣接する遊楽部川は、地元調査団体や当調査グループの長年の調査によって、オジロワシ・オオワシが多数飛来する重要な越冬河川であることが明らかになっています。これらワシ類が内陸山岳部から遊楽部川上流部へ飛来することも知られています。風力発電施設の建設によって遊楽部川に出入りするオオワシ・オジロワシのバードストライクは発生の可能性があります。また、周辺ではオジロワシの繁殖が近年確認されており、風力発電施設の建設が繁殖や生息に影響を与えることが危惧されます。 上記の理由から事業計画の根本的見直しをされるよう意見書を提出します。	ご指摘頂いた、オジロワシやオオワシの移動ルート、繁殖への影響の可能性については、専門家ヒアリングでも指摘を受けており、希少猛禽類調査では、通常の定点に加えて移動定点を設け、より広範囲も対象とし、上空飛行の有無を確認する方針です。また、渡り調査についても調査回数を増やし、飛来状況の把握に努めます。これらの調査結果を踏まえ、今後も専門家の指導・助言を得ながら、適切に予測・評価を実施いたします。

(意見書 2)

No.	意見書	事業者の見解
2	1. 基本的な考え方について ・風力発電施設（以下、風車という）の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。 ・周辺では複数の風力発電計画や稼働が行われており、累積的影響が懸念されます。 ・このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域にお	・事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査・予測・評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘をふまえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言をふまえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 ・本事業地の周辺で計画中的風力発電事業との累積的影響につきましては、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響予測が必要であると判断し

No.	意見書	事業者の見解
	ける自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。 ・環境の保全の見地から事業の中止を求めます。	た場合は適切に調査、予測及び評価を実施いたします。
3	2. 意見書の提出方法について ・意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 ・インターネットによる図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。	・メールでの受付の場合、現時点では弊社のセキュリティの都合で意見書が受領できない可能性がございますので、意見書を提出される皆様には大変申し訳ございませんが、投函や郵送という方法を取らせていただいております。 ・アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。また広く住民の皆様からのご意見をいただくためには、縦覧図書を印刷できる状態として事業者から一方的に確認をお願いする以上に、環境影響評価の中で定められている法定の説明会、地区単位での個別の説明会などを通して、専門的な図書の内容を丁寧かつ分かりやすく説明させていただいた方が、住民の皆様の理解促進につながり、広く意見をいただけるものと考えております。今後も地域の皆様に関心をもっていただくこと、積極的に意見をいただきたいことを踏まえて、関係自治体と相談の上、適切なタイミングで随時説明会を開催いたします。
4	3. 生物（とくに鳥類）への影響について ・本年6月貴社のJRE 鶴岡八森山風力発電所で絶滅危惧種クマタカの死骸が発見され、11月に環境省は「クマタカは風車と衝突して死んだ蓋然性が高い」と発表しました。北海道でも天然記念物のオオワシやオジロワシほかの希少種鳥類が風力発電機に衝突する事故がありますが、死骸の多くは他の野生生物により持ち去られ、実際の死亡事故は死骸が見つかる例の何倍もあると言われております。バードストライクやバットストライクは風力発電での大きな問題です。 ・国際保護鳥でもあるオオワシ（八雲町の鳥です）やオジロワシは冬季には遊楽部川に集結し、その地域は重要野鳥生息地（IBA）に指定されていますが、そこに集まるルートは本事業予定地域である稜線越えです。したがってこれらのバードストライクが容易に予想されます。また、このルートでは営巣も確認されており、工事騒音や風車騒音による営巣放棄や巣立ち後の	・風力発電事業におけるバードストライクやバットストライクについては、自然環境の保全の上で事業実施上重要な課題であると認識しております。特にご指摘頂いた、オオワシやオジロワシの移動ルートや営巣への影響、クマゲラの繁殖への影響の有無についても適切に予測・評価できるよう、専門家の指導・助言を得ながら、これらの種の生息状況について調査を実施いたします。 ・クマタカ等が調査対象から非選定とのご指摘については、生態系の注目種の選定の考え方をお示した表の記載についてと推察いたします。生態系調査とは別に、動物調査の鳥類（希少猛禽類）調査において、ご指摘頂いたクマタカ・ハイタカ・ハチクマなどについても、全て調査対象とし、その生息、繁殖状況の把握に努めます。 ・風車の設置や搬入道の拡幅等の工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を

No.	意見書	事業者の見解
	育雛行動への影響が十分に考えられます。 ・ 国の天然記念物であるクマゲラが本事業予定地（水源涵養保安林です）に生息しております。また、現林道のすぐ近くにも複数のクマゲラが利用している立木があるとのことです。搬入路として林道を拡幅すると、これらクマゲラの採餌木が伐採される懸念があります。 ・ 本事業予定地付近には、クマタカ・ハイタカ・ハチクマなどの猛禽類が生息・繁殖していますが、これらが調査対象に選定されていないのは理解できません。 ・ 風車の設置や搬入道路の拡大・掘削により、遊楽部川ほかの河川に濁水が流出します。渡島半島の諸河川は流路が短いので、濁水や土砂が河川下流や海域に流出し、水棲生物や魚類への悪影響が危惧されます。とくに遊楽部川はサケが自然産卵することで知られており、それへの影響は必ず避けなければなりません。	実施し、遊楽部川ほかの河川の水質、海域への影響を回避、低減するように努めてまいります。
5	4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について ・ 風車建設予定地より 2.1km の範囲には住宅等が存在しており、低周波音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。 ・ これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後もし、完成し稼働するようなことがあるならば、5km 圏内において 1 年間に 4 回以上のヒアリングやモニタリングの調査を行い調査結果が様々な悪影響を与えている場合は、発電事業を中止すべきです。	風車からの超低周波音（低周波音含む）については方法書において環境影響評価項目として選定しており、今後の手続において調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書にお示しいたします。
6	5. 景観に対する影響評価手法について ・ 景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。該当地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないとい	各眺望点からの垂直見込み角による評価をするほかに、各眺望点から風車がどのように見えるかフォトモンタージュを作成し、水平方向の広がりを含めた視覚的な影響も評価いたします。

No.	意見書	事業者の見解
	う判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。	
7	6. 累積的影響の評価について ・ 近隣には複数の風力発電施設が計画されていますので、これらについての累積的影響についても評価すべきです。	本事業の対象事業実施区域及びその周囲にて計画中の風力発電事業は、いずれも配慮書段階であり、今後の手続や事業計画の状況に引き続き留意します。本事業の事業計画の絞り込み結果や現地調査の結果を踏まえ、また、周囲にて計画中の事業の事業計画の絞り込み結果や現地調査の結果を踏まえて、専門家にも相談のうえ、必要に応じて累積的影響について予測及び評価を行います。
8	7. 国有林内での計画について ・ 風車建設予定地の一部は国有林内で、かつ水源涵養保安林・土砂流出防備保安林です。国有林は国民の財産でもあり、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地からも改変せずに守らなければならない地域と考えられることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。事業地は、渡島と桧山の分水嶺であり、工事にかかわる一切が流域へ注ぎ、水循環を分断させ、汚染させるだけでなく、急峻な地形地にあるブナ帯の保水能力を失いかねません。切土・盛土・捨土を行った後、雨水によって浸食される恐れがあり、当事業予定地の急峻な法面崩壊防止の措置は不可能です。	保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないことが大前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。 また、風力発電機の配置位置、既存林道の拡幅を検討する際には、林野庁の定める技術基準に従って設計・施工を行うとともに、工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を実施し、河川の水質への影響を回避、低減するように努めてまいります。
9	8. 協議会について ・ これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体や山岳会など地元の団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	環境影響評価の中では、事業者から専門家への確認だけではなく、環境調査結果を踏まえ、北海道の審議会で事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされているか審査を受けるというプロセスや、経済産業省主催の顧問会で有識者から、調査手法や調査結果、予測評価の妥当性について指導・助言頂き、どのように事業計画に反映すべきか審議頂くプロセスがございます。このため、事業者が一方的に調査の方法を決定し、環境影響について評価するということではなく、調査結果などについては審査プロセスを通して是々非々で判断されるものと認識しております。一方で審査プロセスだけではなく、住民の皆様から積極的に意見をいただけるように、関係自治体と相談の上、適切なタイ

No.	意見書	事業者の見解
		ミングで随時説明会を開催する方針です。環境影響評価の手続きにある意見書や説明会の中でいただいたご意見については、地域の皆様との話し合いを通して、事業計画への反映を検討させていただきます。話し合いの場合は関係者や関係自治体と相談の上、適宜開催させていただきます。
10	9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとはいえず、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきです。	上記のご意見（意見番号9）に対する見解にお示ししたとおり、今後も、関係自治体と相談の上、適切なタイミングで随時説明会を開催しながら、地域の民様との話し合いを通して、頂いたご意見については、事業計画への適切な反映を検討してまいります。
11	10. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。	今後、環境影響評価の手続きが進み、影響予測の不確実性が生じるなど事後調査の必要性が生じた場合、準備書にその実施内容を記載いたします。

（意見書3）

No.	意見書	事業者の見解
12	1) 表 3.1-18(1) ランク B で今後破壊が継続されれば絶滅が危惧される地域ですが開発により破壊されないということがどういった形で保証されますか。	ご指摘の「ランク B の重要な地形・地質」に該当するもののうち、「遊楽部川」が対象事業実施区域(搬入路等)の一部と接している状況です。ただし、現時点では遊楽部川本川の河道を改変する計画はないため、遊楽部川の地形そのものへの直接的な影響は生じないと想定しておりますが、今後の事業計画の具体化を踏まえ、準備書段階で影響の程度を再検討のうえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
13	2) 図 3.1-13、図 3.1-15（分布域間の往復がある） ノスリとオオワシの生育域になりましたが先日のオオワシがバードストライクにより死亡した件がありますが今後起こらない対策ができますか。 (3-186 (220) 鳥獣保護区でもあります)	ご指摘のとおり、ノスリ、オオワシにつきましても、既存資料による分布情報をふまえ、今後の現地調査で、事業予定地周辺の生息状況や渡りの状況を詳細に把握いたします。その結果をもとにバードストライクのリスクを含む鳥類への影響を、準備書において予測・評価する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
14	3) 図 3.1-20、21 ランク 1, 3 の地点の中間地点でクマタカ、チュウヒ、オジロワシに多大な被害が予想されますが具体的な対策を明示してください。	環境保全措置の内容につきましては、今後、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。
15	4) 3-83 (117) 水源かん養地ですが、オイル漏れの深刻な汚染があった場合どう対応できますか。	オイル漏れは不適切な保守が原因で起きるものと理解しております。弊社ではそのような不適切な保守管理とならないように、毎日監視データの確認を行うほか、現地事務所による月次点検や風車メーカーによる年次点検などにより安全な運営に努めております。万が一オイル漏れが発生した場合は関係者や有識者と協議し、適切な対応方法を検討の上、対応いたします。
16	5) 3-106 (140) 対象地域が地下水の水源地であり（遊楽部川源流でもある）台風や火災時にオイル漏れ事故が発生した場合復帰は難しくありませんか。	オイル漏れは不適切な保守が原因で起きるものと理解しております。弊社ではそのような不適切な保守管理とならないように、毎日監視データの確認を行うほか、現地事務所による月次点検や風車メーカーによる年次点検などにより安全な運営に努めております。万が一オイル漏れが発生した場合は関係者や有識者と協議し、適切な対応方法を検討の上、対応いたします。
17	6) 表 3-2 (52) 北海道環境基本計画（第 3 次計画）の地域から取り込む「地球環境の保全」と「安全・安心な地球環境の確保」の実現と今回の開発は矛盾していませんか。	北海道環境基本計画（第 3 次計画）において、「再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進による温室効果ガスの排出削減などの地域から取り組む地球環境の保全」と記載されており、その観点においては本事業検討は北海道環境基本計画（第 3 次計画）の方向性と一致していると考えます。一方で北海道環境基本計画（第 3 次計画）には「再生可能エネルギーの開発にあたっては、風力発電におけるバードストライクなどの環境影響を適切に評価するとともに、開発に伴い、豊かな自然環境や良好な景観が損なわれるといった環境影響の回避・低減に取り組むことも必要です」という記載もあるため、環境影響評価を適切に行い、その結果については住民の皆様への情報提供、説明による理解促進が必要になると認識しておりますので、関係自治体と相談の上、適切なタイミングで随時説明会を開催いたします。

No.	意見書	事業者の見解
18	7) 表 4. 1-2 計画段階配慮事項の項目の設定に水環境 水質 水の濁り の施設の稼働後を対象項目にして水質管理をしてください。河川の混濁や水源地としての水質や海産物資源地として、その海域に広く影響があります。	ご指摘の表 4. 1-2 は、ひとつ前の事業段階にあたる計画段階環境配慮書（平成 29 年 5 月）における項目選定の考え方について、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月改訂、経済産業省産業保安グループ電力安全課）（以降、「手引」と記載）に基づき、記載したのとなります。 本方法書では、上記配慮書に対する各種意見等をふまえ、対象事業実施区域の絞り込みを行った上で、改めて環境影響評価の項目選定を致しました。選定結果は方法書の p. 6-6 (330) にお示ししたとおりです。 施設の稼働後の水環境への影響については、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項に定める「風力発電所 別表第 6」及び「手引」に基づき、陸上の風力発電事業においては、工事の完了後以降における水質への影響は小さいものと考え、非選定としております。 ご懸念のオイル漏れ等に起因する水環境への影響につきましては、事故等の未然防止を図るよう定期点検を適切に行う維持管理計画にて対応いたします。
19	8) 表 4. 1-3 (1) 地形改変及び施設の存在が選定されていませんが事業による直接改変がないということは具体的に何を記述されていますか。 工事により大幅に改変されると思います。次ページの生態系への影響はあるとあります。	ご指摘の表 4. 1-3 は、上記のご意見（意見番号 18）と同じく、計画段階環境配慮書（平成 29 年 5 月）における項目選定の考え方についてお示ししたのとなります。 方法書段階における環境影響評価の項目について選定・非選定の理由をお示したものは、表 6. 1-3 (p. 6-7 (331)) が該当します。 ご指摘の「地形及び地質（重要な地形及び地質）」につきましては、方法書段階でも非選定としております。本表に記載のとおり、先のご意見（意見番号 3-1）とも関連しますが、重要な地形に該当する「遊楽部川」については、直接改変する予定がないことが非選定の理由となります。本理由につきましては、今後作成する準備書においても明記いたします。
20	9) 図 4. 3-1 (a) (b) の図において 1250m より距離の長い場所のデータがありませんがこれは測定していないということですか。	「風力発電施設から発生する騒音等への対応について（平成 28 年 11 月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）」より引用した図となります。全国 29 の風力発電施設の周辺の合計 164 の測定点で得られたデータを基にしたものであり、1250m より遠方の結果は示されておりません。

No.	意見書	事業者の見解
21	10) 4-97 (317) 方法書の手続きにおける留意事項 予測を行う、検討するでなく具体的なプランを示してください。	ご指摘の表 4. 1-3 は、計画段階環境配慮書（平成 29 年 5 月）における、方法書の手続きにおける留意事項を示したものになります。 本方法書において、調査、予測、評価の具体的な手法については、6 章にお示ししております。ご指摘の動物、植物につきましては、p. 6-34(358)から p. 6-70(394)に記載いたしました。本方法については、今後作成する準備書においても明記いたします。
22	11) 5-3 (321) バードストライクに関して対策がないことから計画の見直しになるということですか。	今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握した上で、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測・評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
23	12) 6-11 (335) 聞き取りの内容と量に対して検討するだけでは貧弱で十分検討するように受け取られません。次ページにもありますがこの地域は貴重な天然記念物である鳥類の生息地です。事業計画の場所として不適切です。（日本の地形レッドデータブック参照）	専門家のご指摘をふまえ、鳥類への影響をより適切に把握するため、希少猛禽類調査では、通常の定点に加えて移動定点を設け、より広範囲も対象とし、上空飛行の有無を確認する予定です。また、渡り調査においても調査回数の追加を検討し、本方法書の 6 章にお示しした調査の手法・期間に反映致しました。今後も専門家の指導・助言を得ながら、適切に予測・評価を実施いたします。
24	13) 6-62 (386) ハヤブサ、オジロワシが生息確認されていないという。不適ではありませんか。特に天然記念物は選定対象にしてください。	ご指摘の方法書（P386）に記載の猛禽類の分布情報については、同頁に記載のとおり、「北海道の猛禽類 2020 年版―クマタカ、オオタカ、ハヤブサ、ハチクマ、ハヤブサ、オジロワシ―」（2021 年 3 月、北海道猛禽類研究会）を元に記載しております。ここでは、生態系の上位性の注目種の選定の考え方をお示ししており、特に事業による影響が大きいと想定される風力発電機設置検討範囲に生息メッシュが重なるかどうかで、生息確認の有無を整理しております。 上位性の注目種としては、本事業地では、風力発電機設置検討範囲の環境が山地の樹林や草地であることから、これらの環境を毎年利用し、繁殖を行う可能性のある高次消費者として、オオタカを選定致しました。今後の現地調査結果をふまえ、より高次消費者に該当すると考えられる種（クマタカ）の繁殖が確認された場合等は、適宜見直しを行う方針です。 なお、生態系調査とは別に、動物調査の鳥類

No.	意見書	事業者の見解
		(希少猛禽類) 調査において、ご指摘頂いたハヤブサ、オジロワシなどについても、全て調査対象とし、その生息、繁殖状況の把握に努めます。
25	14) 6.2-11 オオタカに対する調査から予測までの流れ(想定)ですが好適生息環境の分布の変化が予測の目的ですがそれとリスクはどう対応していますか。	ここでは、生態系の上位性の注目種としてのオオタカの生息環境への影響予測の考え方を示しております。バードストライクのリスクについては、別途、「鳥類等に関する風力発電所立地適正化のための手引き(環境省 平成27年9月修正版)」等に基づき、衝突確率や年間衝突数等を推定し、影響を予測する方針です。
26	15) 環境保全のため現況復帰費用として1基あたり5億円相当の積立金が必要ですが準備はできていますか。(20年前の小型風車の撤去費用が2億円という情報があります)	「事業計画策定ガイドライン(風力発電)、経済産業省」において、「廃棄等費用の見積り取得が困難である場合には、想定している資本費の5%以上が一つの目安となる」と記載があり、現時点ではガイドラインを参考に資本費の5%を撤去費用として見込んでおります。なお、事業実施前に各解体業者へのヒアリングを行ったうえで適切な費用を見込んだ事業計画を作成いたします。

(意見書4)

No.	意見書	事業者の見解
27	①(仮称)八雲町風力発電事業の環境影響評価を不審だと思うのは、該当地の自然環境に暮らす、もの言わぬ、生物群集に与える深刻な影響を考慮してないからです。また、縦覧書の猛禽類のページ(P386)には、でたらめな嘘が含まれてると思えるからです。なぜ事業実施区域だけが生息確認メッシュに含まれないのか?子供騙しのような嘘の環境影響評価は犯罪では無いのか?以下の理由で、永久的にこの(仮称)八雲町風力発電事業計画の中止をお願いしたいと思います。	ご指摘の方法書(P386)に記載の猛禽類の分布情報については、同頁に記載のとおり、「北海道の猛禽類2020年版―クマタカ、オオタカ、ハイタカ、ハチクマ、ハヤブサ、オジロワシ―(2021年3月、北海道猛禽類研究会)を元に記載しております。ここでは、生態系の上位性の注目種の選定の考え方をお示ししており、特に事業による影響が大きいと想定される「風力発電機設置検討範囲」に生息メッシュが重なるかどうかで、生息確認の有無を整理しております。 ご指摘の通り、「風力発電機設置検討範囲」に限らず、対象事業実施区域(搬入路等)も含めれば、オオタカ以外にもクマタカ、ハイタカ、ハチクマ、ハヤブサの生息メッシュが重なります。生態系調査とは別に、動物調査の鳥類(希少猛禽類)調査において、これらについても、全て調査対象とし、その生息、繁殖状況の把握に努める方針です。

No.	意見書	事業者の見解
28	②環境省が、全ての地方自治体、全ての事業体に保護しなさいと言っている、オオワシ、オジロワシの越冬生息地は日本中にあります。そして、（仮称）八雲町風力発電事業計画地がワシ類の渡りのルート上にあるということは、八雲町以南で越冬する、多くのオオワシ、オジロワシをバードストライクの危険に晒しますので、その累積的な影響は重大であると考えられ、生態系に計り知れない悪影響を及ぼす可能性があると言えます。	ご指摘頂いた、オオワシやオジロワシ等のワシ類の渡りのルートや越冬期の生息への影響の有無についても適切に予測・評価できるよう、専門家の指導・助言を得ながら、事業予定地周辺におけるこれらの種の生息状況について、現地調査を実施いたします。
29	③また、オオワシ、オジロワシの繁殖地のあるロシアでも生息地の保全の取り組みをしていますので、国際的に保全が叫ばれている希少猛禽類の安全な暮らしに配慮していない大規模な風力発電事業は、国際社会での日本の環境政策の評価を落とす事にも繋がりますので、慎重に検討する必要があると言えます。	ご指摘のとおり、日本だけでなく、広域を利用し、国際的に保護が必要とされているオオワシやオジロワシ等のワシ類への影響については、今後の詳細な調査結果をふまえ、専門家の指導・助言を得ながら、慎重に予測・評価を実施いたします。
30	④以上の理由で、事業者側で行われた環境影響評価には重大な不備が多数あると言えますので、該当地に国の天然記念物であり、国際RDB絶滅危惧Ⅱ類である、オオワシ、オジロワシをバードストライクの危険に晒す風力発電施設を作る事業計画は、唯一の国際条例でもある「生物多様性保全条約」の取り組みの観点からも、言語道断な事業計画ですので、（仮称）八雲町風力発電事業計画を、全面的に、恒久的に、中止していただきたいと思えます。	風力発電事業におけるバードストライクについては、自然環境の保全の上で事業実施上重要な課題と認識しております。今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握した上で、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測・評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。

（意見書5、意見書9）

No.	意見書	事業者の見解
31	（仮称）北海道八雲町風力発電事業について、環境の保全の見地から、以下に指摘した理由から、中止を求める意見とします。 1. 遊楽部川は国の天然記念物であり、国際保護鳥であるオオワシ・オジロワシが越冬集結する貴重な川です。遊楽部川への集結経路は海沿いではなく、内陸部を移動し、長万部町のルコツ岳方向から風力発電施設計画地の稜線を越え、遊楽部川上流へ侵入しており、バードストライクのリスクは避けられず、環境省指針に従い、オオワシ・オジロワシが越冬集結する場所へ侵入する経路に風車を建設することは不適切であると指摘します。	風力発電事業におけるバードストライクについては、自然環境の保全の上で事業実施上重要な課題と認識しております。 ご指摘頂いた、オジロワシやオオワシの遊楽部川での越冬状況や移動ルートの影響の可能性については、専門家ヒアリングでも指摘を受けており、希少猛禽類調査では、通常の定点に加えて移動定点を設け、より広範囲も対象とし、上空飛行の有無を確認する方針です。また、渡り調査についても調査回数を増やし、ご指摘頂いた両種の移動経路も踏まえ、飛来状況の把握に努めます。これらの調査結果を踏まえ、今後も専門家の指導・助言を得ながら、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測・評価いたします。

No.	意見書	事業者の見解
32	2. 遊楽部川上流の越冬集結場所に侵入する経路沿いで2021年、2022年にオジロワシの営巣が確認されていることから、風車騒音や周辺開削による風車施設は、営巣への影響リスクが避けられず、繁殖そのものや、繁殖の拡大を制限するなど、オジロワシの再生産に対する影響は甚大で、風車建設は不適切です。また、営巣期や巣立ち後の育雛行動においても行動域が制限されることになり、かつ、バードストライクのリスクが避けられないことから風車建設は不適切であると指摘します。	ご指摘頂いたオジロワシの営巣情報もふまえ、今後の希少猛禽類調査、渡り調査を実施いたします。事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握した上で、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測・評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
33	3. 風力発電施設計画地付近はクマタカやハイタカ、ハチクマ、ハヤブサなどの猛禽類や、天然記念物のクマゲラの生活圏であり、繁殖地になっているにもかかわらず、調査の対象から非選定にされていることは不可解であり、これは重大な不備であると指摘します。また、これら猛禽類やクマゲラの営巣に対する風車騒音や風車施設の影響は甚大であり、かつ、営巣期や巣立ち後の育雛行動においてもバードストライクのリスクは避けられず、風車建設は不適切であると指摘します。	調査対象から非選定とのご指摘については、生態系調査における注目種の選定の考え方をお示した表の記載についてと推察いたします。生態系調査とは別に、動物調査の鳥類調査（一般鳥類、希少猛禽類、渡り）において、ご指摘頂いた、クマタカ、ハイタカ、ハチクマ、ハヤブサ、クマゲラその他、すべての鳥類を対象に、生息状況の把握に努めます。
34	4. 遊楽部川や山崎川、シラリカ川の源流部の開削は、猿払川のイトウの繁殖への影響と全く同様に、濁水流出の影響や水循環の仕組みを歪ませ、流域の湿地や細流を含め、河川・海域に及ぶ多くの魚類・水生生物の再生産の仕組みを根底から壊すリスクがあり、また、魚類・水生生物の再生産の仕組みの解明は科学的に未熟で、未解明な領域が多いことから、現状を改変することは不適切なので、当該地での風車建設は断念し、見直して、現状を保全することを考えていただきたいと思います。なお、シラリカ川はダムが無いことから、北海道南部、太平洋側の河川に生息する魚類・水生生物の全種が再生産をしており、現代では類い希な川であり、天然記念物に指定してもおかしくないほどの川です。将来、再生産の仕組みが失われた川を蘇らせる取り組みが行われるようになった際には、指標となる貴重な川なのです。また、現在、地域の子どもの川の学習の場としても活用していますし、地域住民の憩いの場として大切にしておりますので、現状を手つかずに保全していただきたいと思います。	風車の設置や搬入道の拡幅等の工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を実施し、遊楽部川、シラリカ川等の河川の水質への影響を回避、低減するように努めてまいります。 また、ご指摘頂いた当該地域における河川環境の良好さをふまえ、今後の現地調査において、魚類・水生生物の生息状況把握に努めます。

No.	意見書	事業者の見解
35	5. 縦覧書で調査対象とする猛禽類の選定・非選定のふり分けにおいて、フクロウ類やミミズク類が含まれていないのは重大な不備であると指摘します。	調査対象とする猛禽類の選定・非選定のふり分けのご指摘については、生態系調査における注目種の選定の考え方をお示した表の記載についてと推察いたします。 生態系調査とは別に、動物調査の鳥類調査（一般鳥類）において、夜間調査を実施し、フクロウ類やミミズク類についても生息状況を把握いたします。
36	6. 魚類・水生生物調査においては、多種多様な種が生息し、それぞれが四季おりおりに、多種多様な生活様式をしているにも関わらず、ターゲットとなる種名を掲げず、一般的な調査手法のみとなっており、調査手法において重大な備があり、現状が保全される見込みがないので、当該計画は不適切であると指摘します。	魚類・水生生物調査においては、繁殖期や遡上降河等の移動性をふまえ、流域の生物相が把握できる時期として、河川水辺の国勢調査マニュアル等をふまえ、魚類2季、底生動物2季の調査を計画し、専門家からも了承を得ております。この他、専門家指摘をふまえ、ザリガニ類の生息状況把握を目的に、調査地域の小規模な沢筋等を踏査し、生息状況を把握する方針です。 調査に際しては、ご指摘頂いた当該地域の河川環境の良好さをふまえ、生息状況の確認に努めます。
37	7. 遊楽部川や近隣の河川に越冬集結するオオワシ・オジロワシは、母川回帰するサケに依存していることから、越冬飛来状況はサケ資源の動向に左右されて変動することになります。サケは3～5年で成熟し、母川回帰することが知られていますので、これは、昨年遡上したサケと今年遡上したサケが異なる集団（群）であることを示し、今年遡上したサケと来年遡上するサケも異なる群であることを示しています。従って、オオワシ・オジロワシの越冬飛来集結状況は、年によって変動することから、短期間の調査は重大な不備があると指摘します。	海ワシ類については、専門家ヒアリングにおいても、1シーズンの結果だけで評価を行うのは難しいとのご指摘を頂いております。これを踏まえ、まずは、1シーズン目の調査結果が出た段階で、その妥当性について、過去のデータや遊楽部川での全国一斉調査等他の調査との比較によって評価を行う予定です。ただし、既往の調査データがどの程度蓄積されているかは現時点では不明なため、今後、調査データの入手に努め、入手状況も含めて専門家にヒアリングを行った上で、1シーズン目の調査結果の妥当性を検証していく予定です。
38	8. オオワシ・オジロワシの越冬飛来の移動経路は風況によって左右されることから、短期間の調査は重大な不備であると指摘します。他の猛禽類、一般鳥類においても、四季を通じて移動経路は多様であり、かつ、風況に左右されることから、短期間の調査では重大な不備があると指摘します。	オオワシ・オジロワシの越冬飛来の状況については、前述のご意見(意見番号37)にお示したとおり、既往の調査データを含めた検討の他、希少猛禽類調査では、通常の定点に加えて移動定点を設け、より広範囲も対象とし、上空飛行の有無を確認する予定です。 また、一般鳥類を含めた渡りの状況についても、渡り調査の調査回数の追加を検討した他、希少猛禽類調査でも確認に努め、観察機会を増やす対応をいたします。今後も専門家の指導・助言を得ながら、適切に予測・評価を実施いたします。

No.	意見書	事業者の見解
39	9. 風車という風車施設そのものの存在や風車の騒音が、一般的な鳥類や猛禽類の繁殖や生活に、どのような影響を与えるのかについては触れられておらず、ここにも重大な不備があります。また、風車騒音や風車施設により、繁殖の範囲が制限される影響や育雛期の移動や行動に与える影響にも触れられていないことは重大な不備があると指摘します。	今後の現地調査において、事業予定地周辺における鳥類の生息状況の把握に努めるとともに、専門家の指導・助言、最新の知見情報をふまえながら、影響について予測・評価を行う方針です。
40	10. 貴社による当該計画は、今金町、せたな町、八雲町、黒松内町、長万部町に及ぶ渡島半島を横断するように 63 基の巨大な風車を大規模に建設しようとする計画であるにもかかわらず、規模を小分けした計画として公表し、影響を小さく錯覚させるような、個別の縦覧形式になっており、こうした手法には不安や不信感が募ります。遊楽部川に越冬飛来集結するオオワシ・オジロワシは、半島内陸部を移動して遊楽部川に集結し、エサの状況によって、遊楽部川から山崎川、シラリカ川、ルコツ川などの他、後志利別川や太櫓川など、近隣の河川へ広域に、索餌のために適宜に往来するなど、多様な索餌移動を行っています。また、今金町、せたな町、八雲町、黒松内町を含め、四季を通じて広域を移動する猛禽類やその他の野鳥についても精査すべきなのに、総合的な見地での調査は示されず、触れられてもいません。半島内陸部を移動する多くの渡り鳥への影響や、内陸部山林で繁殖・生活している野鳥類への影響を合算すれば、63 基の巨大な風車全体としてのリスクは計り知れないほど大きくなります。オジロワシの営巣を含め、クマタカ、ハイタカ、ハチクマ、ハヤブサ、クマゲラなどの多くの鳥類の生息や営巣の知見が得られていない 2021 年の資料が示すように、多くの基本的な不備が露見され、現状での調査のあり方には疑問が多く、対策についても、この風力発電事業は、東北地方環境事務所が、山形県鶴岡市の御社の JRE 鶴岡八森山風力発電所内で、風車によるバードストライクでクマタカがたたき落とされたと鶴岡市に報告した実例があるように、野鳥の安全、安心な暮らしが保全される裏付けは全くありません。従って、この風力発電事業は、オオワシ、オジロワシ、クマタカ、クマゲラなどなど、多くの猛禽類や他の野鳥たちが犠牲になることは目に見えており、多くの生命を犠牲にしてまで	ご指摘の地域においては、弊社でも本案件の他 2 つの事業を計画しておりますが、いずれも、周辺地域の自治体様との協議や事業性の検討を経て、個別に計画をしており、事業進捗も異なるものです。しかしながら、広域を移動・利用する海ワシ類をはじめとする猛禽類の影響については、ご指摘の通り、各事業の累積的影響も検討が必要と認識しております。本事業地の周辺では、弊社以外でも計画中の風力発電事業があることから、今後も環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響予測が必要であると判断した場合は適切に調査、予測及び評価を実施いたします。 なお、2021 年の資料でのクマタカ等の生息確認状況につきましては、方法書 (p. 386) に記載の分布情報についてのご指摘と推察いたします。ここでは、生態系の上位性の注目種の選定の考え方をお示ししており、特に事業による影響が大きいと想定される「風力発電機設置検討範囲」に生息メッシュが重なるかどうかで、生息確認の有無を整理しております。ご指摘の通り、「風力発電機設置検討範囲」に限らず、対象事業実施区域(搬入路等)も含めれば、オオタカ以外にもクマタカ、ハイタカ、ハチクマ、ハヤブサの生息メッシュが重なります。生態系調査とは別に、動物調査の鳥類(希少猛禽類)調査において、これらについても、全て調査対象とし、その生息、繁殖状況の把握に努める方針です。

No.	意見書	事業者の見解
	行おうとするこの巨大な風車建設事業は企業倫理の観点からも不適切で、中止すべきです。	

(意見書 6)

No.	意見書	事業者の見解
41	国有林水源涵養保安林である一帯の事業予定地には、国の天然記念物であるクマゲラが生息しており、現林道の極めて際には複数のクマゲラが利用している立木があります。 搬入路として林道を拡幅すると、これらクマゲラの利用木は、支障木となり伐採される懸念があります。採餌木は、主食である蟻のコロニーが回復する度に、何年にも亘り利用しますので、北海道森林管理局（クマゲラ生息森林の取り扱い方針）にもありますように、伐採は極力避けなければなりません。	今後、ご指摘頂いたクマゲラの生息情報をふまえ、現地調査にておいて、その生息・繁殖状況の把握に努めます。その結果をふまえ、林道の拡幅による影響が生じないように、専門家の指導・助言を受けながら、事業計画を検討してまいります。
42	一帯は、ブナの天然林が纏まっており、道南特有のブナに依存性の高い個体が生息しています。この事業による騒音・伐採・崩土などで生態の攪乱が懸念されますので、事業の中止を求めます。	今後の現地調査において、ご指摘いただいたブナの天然林におけるクマゲラの生息状況にも留意し、専門家の指導・助言を受けながら、事業計画を検討してまいります。
43	また、平地の笹原地帯は小型鳥類の繁殖や渡りにも利用され、特に国際保護鳥でもあるオオワシ、近年、当該地で営巣が確認されたオジロワシの重要な渡りルートであることは、文献にも明らかにされています。 以上のような天然記念物や保護鳥の鳥類のアセスメントについては、希少な個体がなくなるといのは非常に大きな問題であることから、見落としなど取り返しのつかないことを避ける厳密なアセスでなければなりません、評価書に適応させるような調査内容では見落としされる可能性が高いことから、事業の中止を求めます。(6-62 (386) クマタカ、ハイタカ、ハチクマの生息がありながら、非選定にされているような実に不適切な調査です)	調査計画については、事前に専門家の確認を頂いておりますが、その中でも、特にオオワシ・オジロワシ等の海ワシ類については指摘を受けております。これをふまえ、鳥類への影響をより適切に把握するため、希少猛禽類調査では、通常の定点に加えて移動定点を設け、より広範囲も対象とし、上空飛行の有無を確認する予定です。また、一般鳥類を含めた渡りの状況についても、渡り調査の調査回数の追加を検討した他、希少猛禽類調査でも確認に努め、観察機会を増やす対応をいたします。今後も専門家の指導・助言を得ながら、適切に予測・評価を実施いたします。 なお、クマタカ等が調査対象から非選定とのご指摘については、生態系の注目種の選定の考え方をお示した表の記載についてと推察いたします。生態系調査とは別に、動物調査の鳥類（希少猛禽類）調査において、ご指摘頂いたクマタカ・ハイタカ・ハチクマなどについても、全て調査対象とし、その生息、繁殖状況の把握に努めます。

No.	意見書	事業者の見解
44	風力発電の場合、火力や原子力よりも遥かに大きい面積を必要とするので、生態系への影響も遥かに大きなものになります。 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全に対して、この開発行為は不適切であります。 自然環境は、国民の共有資源であり、環境に負荷を与える行為を続けながら、それを相殺するためにクリーンエネルギーに投資することでカーボンニュートラル(SDGs)を実現するという考え方には反対の意見をします。	火力発電では大気汚染などの影響、原子力発電では放射性物質などの影響など、生態系への影響については様々な視点から評価する必要がありますので、どの電源であっても環境影響評価などの手続きを通して、生態系への影響を適切に評価する必要があると考えております。 なお、異常気象による集中豪雨や洪水等の被害が増大しているひとつの要因は化石燃料の使用に伴う温室効果ガスの増加による地球温暖化が原因であると言われており、その進行をストップするためには、環境負荷となっている化石燃料の使用に伴うCO₂排出量を軽減させることが必要であると思料します。そのため、現在は、化石燃料を必要としない風力等の再生可能エネルギーの発電所を適地にて建設していくことが世界的に求められていると理解しております。 一方で、再生可能エネルギー発電所の無秩序な計画による自然破壊を起こしてはならないと考えているため、今後も、環境保全と再生可能エネルギーの導入促進の両立を念頭に、皆様のご意見や専門家の指導・助言を得ながら、環境影響評価の手続きを進めてまいります。
45	事業地は、渡島桧山の分水嶺であり工事にかかわる一切が、流域へ注ぐ水循環を分断させ、汚染させるだけでなく、急峻な地形地にあるブナ帯の保水能力を失いかねません。 これは、当地が水源涵養保安林に指定されている理由でもあります。切土・盛土・捨土を行った後の雨水によって、浸食される恐れがあり当地の急峻な法面崩壊防止の措置は不可能でありますので、事業の中止を求めます。 以上、環境の保全の見地から事業の中止を求め意見します。	保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないことが大前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。 また、風力発電機の配置位置、既存林道の拡幅を検討する際には、林野庁の定める技術基準に従って設計・施工を行うとともに、工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を実施し、河川の水質への影響を回避、低減するように努めてまいります。

(意見書 7)

No.	意見書	事業者の見解
46	(仮称) 北海道八雲町風力発電事業は以下の理由から、北海道の貴重な自然財産が損なわれるリスクがあるので、中止を求める意見を提出します。 1. 北海道八雲町風力発電事業計画地及び周辺にて国の天然記念物であるオオワシ・オジロワシ	風力発電事業におけるバードストライクについては、自然環境の保全の上で事業実施上重要な課題と認識しております。 今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、事業予定地周辺におけるオオワシ・オジロワシの越冬期の飛来状況についても詳細に把握した上で、バードストライクのリス

No.	意見書	事業者の見解
	が越冬のための飛来を確認しており、それらの鳥にバードストライクのリスクが考えられる。	クも含め、鳥類への影響を予測・評価いたします。
47	2. 国の天然記念物であるオオワシ・オジロワシの餌である魚類をはじめ生物多様性を支えている河川環境への影響が考えられる。	風車の設置や搬入道の拡幅等の工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を実施し、河川環境への影響を回避、低減するように努めてまいります。
48	3. 以上のようなリスクが北海道八雲町風力発電事業に少しでも考えられる。またこれらの影響が確認された後の完全な回復策がなければ事業を中止するべきである。	今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、ご指摘頂いたオオワシ・オジロワシ等の海ワシ類やその餌となる魚類について、生息状況を把握した上で、影響を予測・評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。

(意見書 8)

No.	意見書	事業者の見解
49	(仮称) 北海道八雲町風力発電事業は以下の理由から、八雲町民の自然財産が損なわれるリスクがあるので、中止を求める意見を提出します。 1. イヌワシ飛来の目撃例がある遊楽部川は、オオワシ・オジロワシが越冬飛来集結する場所としても知られる貴重な川で、遊楽部川へ集結する移動経路は長万部町ルコツ岳から内陸部を移動し、風車建設予定地の稜線を越えて、上八雲へ侵入していることから、バードストライクのリスクは避けられない。海ワシ類の越冬集結地への移動経路に風車を建設することは不適切です。	ご指摘頂いた、オジロワシやオオワシの遊楽部川での越冬状況や移動ルートの影響の可能性については、専門家ヒアリングでも指摘を受けており、希少猛禽類調査では、通常の定点に加えて移動定点を設け、より広範囲も対象とし、上空飛行の有無を確認する方針です。また、渡り調査についても調査回数を増やし、ご指摘頂いた両種の移動経路も踏まえ、飛来状況の把握に努めます。これらの調査結果を踏まえ、今後も専門家の指導・助言を得ながら、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測・評価いたします。
50	2. オオワシ・オジロワシは国の天然記念物であり、国際保護鳥であり、八雲町においてはオオワシを「地域外に訴求力があるもの」として、八雲町議会の承認を得て、「八雲町の鳥」に指定している。本年 11 月 9 日には、東北地方環境事務所から、山形県鶴岡市の御社 JRE 鶴岡八森山風力発電所内で、風車によるバードストライクでクマタカがたたき落とされたとする報告が鶴岡市にされており、こうした実例がある以上は、町の鳥をバードストライクのリスクが避けられない風車に曝すことは八雲町民として受入れ難い。また、国の天然記念物オオワシやオジロワシ、クマゲラという国民の世代を超えた文化財を毀損するリスクのある巨大な風車建設は、企業倫理の面からも、地域貢献の面から	風力発電事業におけるバードストライクについては、自然環境の保全の上で事業実施上重要な課題と認識しております。今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、ご指摘頂いたオオワシやオジロワシ、クマゲラを含む鳥類について生息状況を把握した上で、影響を予測・評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。

No.	意見書	事業者の見解
	も、かけ離れたものであり、この巨大な風車建設は見直すべきです。	
51	3. 遊楽部川に飛来を目撃のあるイヌワシ、クマタカやハイタカ、ハチクマ、ハヤブサが調査の対象から非選定にされているのは不可解であり、重大な不備であると指摘します。また、オジロワシは2021年と2022年に御社の風車建設予定地周辺で営巣が確認されているのに、調査の対象から非選定にされており、重大な不備であると指摘します。これらの猛禽類の営巣や巣立ち後の育雛行動に、風車の騒音や風車施設そのものが与える影響に加え、バードストライクのリスクが避けられないため、風車建設は不適切です。特に、天然記念物のクマゲラが調査の対象から非選定にされていることも重大な不備であると指摘し、猛禽類同様に営巣や巣立ち後の育雛行動に風車の騒音や風車施設そのものの影響が懸念され、かつ、バードストライクのリスクが避けられないことから、風車建設は不適切です。	調査の対象から非選定とのご指摘については、生態系調査における注目種の選定の考え方をお示した表の記載についてと推察いたします。生態系調査とは別に、動物調査の鳥類調査（一般鳥類、希少猛禽類、渡り）において、ご指摘頂いた、イヌワシ、クマタカ、ハイタカ、ハチクマ、ハヤブサ、クマゲラの他、すべての鳥類を対象に、事業予定地周辺における生息状況の把握に努めます。それらの結果を踏まえ、専門家の指導・助言を得ながら、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測・評価した上で、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
52	4. 建設予定地周辺の山林・河川流域は、現時点で八雲町民の未利用地であっても、将来の利活に供する自然度の高い、価値ある場所であることから、この場所は、八雲町の世代を超えた町民共有の自然財産であり、その財産を損なうことが避けられない風車建設は町民として受入れ難い。	八雲町においては、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」の一環で、風力発電等の立地にかかる地域区分が検討・公表されています(H30.6月 八雲町)。本事業の対象事業実施区域は、「条件付き検討可能地域」になっており、今後も頂いたご意見をふまえ、改変範囲を極力低減するよう事業計画を検討するとともに、町民の皆様方への情報提供、説明に努めてまいります。
53	5. そもそも、御社の風車建設計画は、渡島半島を横断するように63基もの巨大な風車を大規模に建設する計画でありながら、影響を小さく見せかけるために、規模を小分けした計画として、公表し、地域を分断して、個別に縦覧する手法が行われており、こうした手法は地域住民の判断を誤らせるもので、不信感が募る。63基もの巨大な風車建設の影響は多岐にわたり、合算すれば大きなものになることから、この巨大な風車建設は不適切で、見直すべきです。	63基の風車建設計画については、本案件の他、弊社で計画している2つの事業についてのご指摘と推察いたします。これらの事業はいずれも、周辺地域の自治体様との協議や事業性の検討を経て、個別に計画検討中のものであり、事業進捗も大きく異なる他、事業としての関連性もございません。今後も、それぞれの事業の進捗にあわせ、環境影響評価図書の公表や説明会等を通じ、地域の皆様への情報提供や説明を行うとともに、頂いたご意見をふまえ、事業を検討してまいります。 また、広域を移動・利用する海ワシ類をはじめとする猛禽類の影響については、ご指摘の通り、累積的影響も検討が必要と認識しております。本事業地の周辺では、弊社以外でも計画中の風力発電事業があることから、今後も環境影

No.	意見書	事業者の見解
		響評価図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響予測が必要であると判断した場合は適切に調査、予測及び評価を実施いたします。

日刊新聞紙等による公告

北海道新聞（令和 5 年 10 月 13 日：縦覧の場所・時間、意見書の提出）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「（仮称）北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久

事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十一号

六本木ヒルズノースタワー十五階

二、対象事業の名称 （仮称）北海道八雲町風力発電事業

種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力 最大六万四千五百キロワット

三、対象事業実施区域 北海道二海郡八雲町に属する区域

四、関係地域の範囲 北海道二海郡八雲町、北海道瀬棚郡今金町、北海道山越郡長万部町

五、縦覧の場所 北海道檜山振興局環境生活課、北海道渡島総合振興局環境生活課、八雲町役場商工観光政策課、長万部町役場まちづくり推進課、今金町役場未来創生推進室（いずれも開庁・開館時のみ）

電子縦覧 <https://www.jre.co.jp/news/>

期間 令和五年十月十三日（金）から令和五年十一月十五日（水）まで

六、意見書の提出 本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、令和五年十一月三十日（木）までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください（当日消印有効）

七、説明会の場所および日時

今金町民センター／今金町今金六十八

令和五年十月二十日（金）十八時三〇分から二十時

長万部町多目的活動センター（あつまんべ）

／長万部町長万部三十八の二

令和五年十月二十一日（土）十三時三〇分から十五時

はぴあ八雲／八雲町本町一〇番地

令和五年十月二十二日（日）十三時三〇分から十五時

※新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、延期または中止する場合は、事業者ホームページでお知らせします。

事業者ホームページ <https://www.jre.co.jp/news/>

八、問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

〒一〇六-〇〇三二 東京都港区六本木六丁目二番三十一号

六本木ヒルズノースタワー十五階

電話 〇三（六四五五）四九〇〇

担当 谷口（たにぐち）、進藤（しんどう）

自治体広報誌への掲載

「広報やくも」令和5年10月号6ページ

令和5年度助成対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日

肺炎は八雲町の死因第3位です。また、亡くなる方の約95%が加齢とともに免疫力が弱まっている65歳以上の方です。これからの季節は特に感染症が流行するため、肺炎にかかりやすくなります。肺炎予防にはワクチン接種が効果的です。

本年4月に、今年度対象者に個別通知をしています。

助成期限は令和6年3月31日までに接種された方となり、期限を過ぎますと助成を受けることができませんので、お忘れの方は早めに済ませるようお勧めいたします。なお、紛失等で書類がない方は、再発行いたしますのでご連絡ください。

【令和5年度助成対象者】

①左記の表中に記載の年齢になる方

②予防接種実施日に60歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳1級（心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る）の交付を受けている方

※過去に1回でも肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けた方は助成の対象となりません。

【問い合わせ先】

・保健福祉課健康推進係
（シルバープラザ内）
☎0137-64-2111
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

高齢者等肺炎球菌ワクチンの予防接種をお忘れではありませんか？

（仮称）北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書の公表について

環境影響評価法に基づき、（仮称）北海道八雲町風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」という）を縦覧し、意見を収集します。また、事業および方法書の内容について説明会を開催いたします。

【事業者の情報】

・事業者の名称
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

・事業者の氏名
代表取締役 中川 隆久

・事務所の所在地
東京都港区六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

【事業の概要】

・種類 風力発電（陸上）

・規模 発電設備出力…最大64,500 kw
基数…最大15基程度

【対象事業実施区域】

八雲町に属する区域

【関係地域】

八雲町、今金町、長万部町

【方法書縦覧方法および期間】

・縦覧場所
商工観光労政課
電子縦覧
<https://www.jre.co.jp/news/>

・縦覧期間
10月13日（金）～11月15日（水）

【意見書の提出について】

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱へご投函頂くか、11月30日（木）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

【説明会日時および場所】

・10月22日（日） 午後1時30分～
はびあ八雲にて開催

※感染症流行等の状況により、延期または中止する場合は、右記、「電子縦覧」のHPでお知らせします。

【問い合わせ先】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0003 東京都港区六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
☎03-6455-4900
（担当）谷口、進藤

渡島総合振興局からのお知らせ 「里親」になりませんか？ 10月は「里親を求める運動」を展開中

子どもの健全な成長には、家族の温かい愛情が必要です。しかし、親の病気や離婚あるいは不適切な養育などさまざまな事情により、家庭で生活できない子どもたちがいます。

「里親制度」とは、こうした子どもたちを自分の家庭にあたたかく迎え入れ、豊かな愛情と理解により子どもを養育する、児童福祉法に基づいた制度です。

子どもが大好きで、養育に対して熱意があり、明るい家庭をお持ちの方（原則としてご夫婦）、里親になりませんか？

里親になりたい、もっと詳しいことを聞いてみたいとお考えでしたら、児童相談所に問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道函館児童相談所
函館市中島町37番8号
☎0138-54-4152

自治体広報誌への掲載

「広報いまかね」令和5年10月号5ページ

INFORMATION

交通安全功労者知事感謝状贈呈伝達式



9月15日、今金町役場にて交通安全功労者知事感謝状の伝達が行われ、武山万寿美さんへ今金町長から知事感謝状が手渡されました。

これは、交通安全指導者として10年以上にわたり交通安全団体の育成等に取り組まれ、自らも交通事故防止のため街頭指導や地域活動にご尽力された功績が認められたものです。

【問合せ】くらし安心課 防災・住民生活グループ ☎82-0111

**(仮称) 北海道八雲町風力発電事業
環境影響評価方法書の公表について**

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) 北海道八雲町風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集いたします。また、事業及び方法書の内容について説明会を開催いたします。

- | | | |
|--|--|---|
| <div>今月の特集</div> <div>行政情報</div> <div>各種情報</div> <div>まちの話題</div> <div>情報かわら版</div> <div>まちの行事予定</div> <div>学びの連携へ</div> | <p>①事業者の名称
代表者の氏名
事務所の所在地</p> <p>②対象事業の名称
種類
規模</p> <p>③対象事業実施区域</p> <p>④閲覧及び縦覧の場所・時間
縦覧
電子縦覧
期間</p> <p>⑤意見書の提出</p> <p>⑥説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>⑦問い合わせ先</p> | <p>ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久
東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー 15階</p> <p>(仮称) 八雲町風力発電事業
風力(陸上)
発電設備出力: 最大64,500キロワット 基数: 最大15基</p> <p>北海道二海郡八雲町(関係地域: 八雲町、今金町、長万部町)</p> <p>八雲町役場、今金町役場、長万部町役場、渡島総合振興局、檜山振興局
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
https://www.jre.co.jp/news/
令和5年10月13日(金)から令和5年11月15日(水)まで</p> <p>環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函くださるか、令和5年11月30日(木)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。</p> <p>今金町民センター(北海道瀬棚郡今金町今金68)
令和5年10月20日(金)18時30分より
※新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、延期または中止する場合は、事業者ホームページでお知らせします。
事業者ホームページ(https://www.jre.co.jp/news/)</p> <p>ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー 15階
☎03(6455)4900(担当) 谷口 進藤</p> |
|--|--|---|

【問合せ】未来創生推進室 ☎82-0111



広報いまかね 2023年10月号

閉庁日の死亡届に伴う火葬許可証の交付時間は、届出をする日の前日又は、当日の2時間前に役場へ

■災害義援金募集のお知らせ

みなさまのご支援をお願いします!
[現在募集中の義援金]◎令和5年台風第6号災害義援金
受付期間: 令和5年11月30日まで

161円

◎令和5年7月7日から的大雨災害
義援金

受付期間: 令和6年3月29日まで

1,000円

◎令和5年6月30日から的大雨災害
義援金

受付期間: 令和5年12月29日まで

111円

◎ウクライナ人道危機義援金
受付期間: 令和6年3月31日まで

686,129円

※上記の各義援金の金額は9/20現在の
窓口及び募金箱の合計金額です。

受付窓口

☆日本赤十字社長万部町分区分
(保健福祉課 ☎2-2454)☆長万部町共同募金委員会
(社会福祉協議会 ☎6-7711)

■みんなチェック!最低賃金

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての
労働者(会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人)及びその使用者に適用
される北海道最低賃金が次のとおり
改定されました。

◎最低賃金額 時間額 960円

◎効力発生日 令和5年10月1日

厚生労働省北海道労働局
労働基準部貸室
(☎011-709-2311)

■今月の納期(町税・保険料)

道・町民税 第3期
国民健康保険税 第5期
介護保険料 第4期
後期高齢者保険料 第4期

▶納期限 10月31日◀

町税には延滞金がかかります。
町税や保険料の納付は便利な口座
振替の利用をおすすめします。

■家屋調査にお伺いします

■新・増築の家屋調査にご協力を!
町では、来年の1月1日までに新・
増築される家屋について、固定資産
税の評価額を決定するため、家屋調
査にお伺いしています。令和5年1月1日~令和5年12月
31日までに家屋を新築・増築され
た方は下記までお知らせください。

家屋の調査期間 来年1月まで

■家屋を取り壊したら届出を

古い建物を取り壊しても届出がさ
れていないと、課税される場合があ
りますので、必ず「家屋取り壊し届
」を提出してください。また、登記さ
れている家屋は、法務局において、
「滅失登記」の手続きをお願いします。

[届出及びお問い合わせ先]

税務課

(☎2-2452)

■(仮称)北海道八雲町風力発電
事業環境影響評価方法書の公表環境影響評価法に基づき、上記方
法書を縦覧し、意見を収集します。
また、次のとおり説明会を開催し
たいです。▶縦覧場所 長万部町役場2階まち
づくり推進課

▶時間 8:30~17:15

▶電子縦覧

<https://www.jer.co.jp/news/>

▶期間 10月13日~11月15日

▶意見書の提出

11月30日(木)まで

▶説明会

・長万部町多目的活動センター(あ
つまんべ)

10月21日(土) 13:30

[お問い合わせ先]

ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)
〒106-0032東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

(☎03-6455-4900)



■老人福祉バス運行日程

①静狩方面

10/3(火)、10/11(水)

10/19(木)、10/25(水)

②高砂・陣屋・温泉方面

10/3(火)、10/19(木)

③蔵岱・双葉方面

10/5(木)、10/13(金)

10/20(金)、10/26(木)

④富野・南栄・新開・大浜方面

10/5(木)、10/20(金)

⑤豊野・国縫・中ノ沢・平里方面

10/10(火)、10/23(月)

⑥栄原・旭浜・元町・本町・大町・曙方面

10/10(火)、10/23(月)

※買い物・通院などの目的でも利用
できます。※停車場や時刻などが掲載された
日程表は保健福祉課で配布してお
ります。

[お問い合わせ先]

保健福祉課福祉係 (☎2-2454)

■ニセコバス
ダイヤ改正のお知らせ10月1日(日)より寿都発着全路線に
ついて大規模なダイヤ改正を実施します。
ご利用の際は、時刻表を確認の
上、ご利用いただきますようお願い
いたします。

〈対象路線〉雷電線、島牧線、

黒松内線、長万部線

※詳しくはホームページでご確認く
ださい。

[お問い合わせ先]

ニセコバス(株)

岩内営業所 (☎0135-62-6661)

寿都ターミナル(☎0136-62-2047)

■ガス・上下水道の検針日

10月の水道・ガス・下水道の検針
日は、次のとおりです。

17日(火) 18日(水)

19日(木) 20日(金)

■ガス料金表(税抜額)

区分	基本料金
	調整単位料金
A群 0~13㎡	1,050円 387円80銭/㎡
B群 14~57㎡	1,700円 333円70銭/㎡
C群 58㎡以上	4,500円 282円50銭/㎡

政府支援によるガス料金の値引き
は、10月検針分から1㎡あたり税込
み15円となり、1月検針分まで延長
となりました。

[お問い合わせ先]

水道ガス課 (☎2-2862)

北海道新聞長万部販売所

(有料広告)

DOSHIN

道新おさき

◎北海道新聞

◎日経新聞

◎毎日新聞

◎スポニチ

◎取扱紙

本町128番地

TEL 2-2436

営業 平日10時から17時

配達員募集中!



当社ホームページ掲載内容

公告時（令和5年10月13日）掲載

当社は、環境影響評価法に基づき、『(仮称)北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書』（以下、「方法書」）を令和5年10月12日付で経済産業大臣に届け出ました。

方法書について、下記のとおり縦覧します。

[▼ 方法書の縦覧について](#)
[▼ 住民説明会開催予定](#)
[▼ 意見書の提出について](#)
[▼ お問い合わせ先](#)

方法書の縦覧について

公開場所

施設名	公開時間
八雲町役場	土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで （渡島総合振興局・松山総合振興局は午前8時45分～午後17時30分まで）
今金町役場	
長万部町役場	
渡島総合振興局	
松山総合振興局	

縦覧期間

令和5年10月13日（金）～令和5年11月15日（水）

（土・日・祝日、施設の休館日を除く）

住民説明会開催予定

開催場所・日時

開催場所	日時
(1) 今金町民センター （北海道釧路郡今金町今金68）	令和5年10月20日（金）18時30分より
(2) 長万部町多目的活動センターあつまんべ （北海道山越郡長万部町長万部36-2）	令和5年10月21日（土）13時30分より
(3) 黒岩会館 （北海道二世郡八雲町黒岩644-47）	令和5年10月21日（土）18時より
(4) はびあ八雲 （北海道二世郡八雲町本町110）	令和5年10月22日（日）13時30分より

インターネットによる縦覧

方法書は令和5年11月15日（水）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer は対象外です。

方法書

表紙目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省例で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和5年11月30日（木）まで）

(2)下記の宛先に郵送（令和5年11月30日（木）当日消印有効）

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム 宛

意見書用紙

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム 担当 谷口（たにぐち）・進藤（しんどう）

電話 03-6455-4900（代表）

（土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時まで）

北海道ホームページ掲載内容

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 法41_ (仮称) 北海道八雲町風力発電事業

法41_ (仮称) 北海道八雲町風力発電事業



事業の概要

事業名		(仮称) 北海道八雲町風力発電事業	
事業者		ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社	
事業の種類		風力発電所	
事業の規模		最大41.58MW	
事業実施区域		二海郡八雲町	
関係市町村		二海郡八雲町、山越郡美幌町、新十郎町今金町	
配慮書	公表日	平成29年（2017年）5月10日	
	縦覧期間	平成29年（2017年）5月10日 ～ 平成29年（2017年）6月2日	
	縦覧場所	北海道道根知合振興局保健福祉部環境生活課 北海道道山越郡美幌町保健福祉部環境生活課 八雲町企画企画課環境課 長万部町役場まちづくり新幹線課 今金町役場まちづくり推進課	
		インターネットによる公表	事業者ウェブサイト（公開は終了しました）
		説明会	-
		一般意見提出期間	平成29年（2017年）6月4日
	知事意見	平成29年（2017年）7月14日 知事意見はこちら	
方法書	公表日	令和5年（2023年）10月13日	
	縦覧期間	令和5年（2023年）10月13日～令和5年（2023年）11月15日	
	縦覧場所	北海道道根知合振興局保健福祉部環境生活課 北海道道山越郡美幌町保健福祉部環境生活課 八雲町企画企画課A対面課 長万部町役場まちづくり推進課 今金町企画未来創造推進室	
		インターネットによる公表	事業者ウェブサイト 
		説明会	今金町民センター 令和5年（2023年）10月20日（金） 18:30～19:00 長万部町多目的活動センター（あつまんべ） 令和5年（2023年）10月21日（土） 15:30～16:00 はびあ八雲 令和5年（2023年）10月22日（日） 13:30～15:00
		一般意見提出期間	令和5年（2023年）11月30日
	知事意見		
準備書	公表日		
	縦覧期間		
	縦覧場所		
	インターネットによる公表		
	説明会		
	一般意見提出期間		
	公聴会		
評価書	公表日		
	縦覧期間		
	縦覧場所		
	インターネットによる公表		
事後調査報告書	公表日		
		公表方法等	

お知らせ

(八雲町役場の例)

「(仮称) 北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧についてのお知らせ

1. 縦覧期間及び時間

令和 5 年 10 月 13 日(金)から令和 5 年 11 月 15 日(水)まで

(土・日・祝日を除く開庁日の開庁・開館時)

なお、方法書はジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページでも公表しております 電子縦覧 <https://www.jre.co.jp/news/>

2. 閲覧用紙の記入

本環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますが備え付けの閲覧記名用紙にご記入の上、意見書箱にご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) 北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送ください。

○受付期間 令和 5 年 10 月 13 日(金)から令和 5 年 11 月 30 日(木)まで

(郵送の場合は令和 5 年 11 月 30 日消印有効)

○郵送の場合

住所：〒106-0032 東京都港区六本木六丁目 2 番 31 号

宛先：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部

○記載事項

- ① 住所・氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 方法書について、環境保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

今回は、八雲町役場に縦覧場所のご提供をお願いし、お引き受け頂きました。

従いまして、ご質問等につきましては、役場職員はお答えできませんのでご了承下さい。

4. お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部

TEL 03-6455-4900（代表、土日祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

担当 谷口(たにぐち)、進藤(しんどう)

以 上

意見記入用紙

(仮称) 北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書

ご意見記入用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩
↩

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。